

○南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例

平成20年3月31日

条例第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市が保有する地域情報通信ネットワーク施設を通じた情報サービスの提供により、都市間及び市内地域間の情報格差のない高度情報通信社会の構築及び広報広聴活動の充実を通じて市民との協働のまちづくりを推進し市民福祉に寄与するため、その運用に関し必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 この施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 南丹市地域情報通信ネットワーク施設

(2) 位置 南丹市園部町小桜町62番地1 他

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域情報通信ネットワーク施設(以下「ネットワーク施設」という。) 市内全域に情報通信のネットワークを形成するための南丹市情報センター建物及び建物に附属する機器(以下「センター施設」という。)及び送信施設をいう。

(2) 南丹市情報センター(以下「センター」という。) ネットワークを通じて、有線テレビジョン放送(以下「CATV」という。)及びインターネット接続サービス(以下「インターネットサービス」という。)を行う組織及びその施設をいう。

(3) 送信施設 センター施設から光端末回線装置(以下「ONU」といい、CATVにあつては「V-ONU」、インターネット接続サービスにあつては「D-ONU」をいう。)までの送信上必要な伝送路及びサブセンター等の施設をいう。

(4) 受信施設 ONUからテレビ受像機又はパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)までの受信上必要な施設で、ONUを除いたものをいう。

(5) CATV ネットワーク施設を使って、テレビジョン放送及びFMラジオ放送の再送信及び自主制作番組の送信を行うサービスをいう。

(6) インターネットサービス ネットワーク施設を使ってインターネットに接続するサービスをいう。

(7) 加入者 CATV又はCATVとインターネットサービスの加入申込みをし、市長の承認を得た者をいい、サービスの休止状態にあつて、利用料の支払い義務がない者を含む。

(8) 利用者 CATV又はCATVとインターネットサービスの加入者であつて、現にサービスを受け、利用料の支払い義務がある者をいう。

(9) IPアドレス インターネットに接続するための基本的な取決めによって、パソコン1台ごとに割り振られる識別番号をいう。

(10) D-ONU インターネットサービスにおいて、パソコンとの間で電気通信信号の変換等の機能

を有する電気通信接続装置のことをいう。

(11) 基本サービス インターネットサービスにおいて、加入者ごとに1個のIPアドレスを付与し提供するサービスをいう。

(12) 拡張サービス インターネットサービスにおいて、基本サービス以外で個別に提供するサービスをいう。

(13) 付加機能 インターネットサービスにおいて、基本サービスに付加する追加機能をいう。
(センターの業務)

第4条 センターの業務(以下「サービス」という。)は、次のとおりとする。

(1) 自主制作番組を通じた行政広報

(2) 市民生活への利便情報の提供

(3) 非常災害及び緊急情報の通報及び連絡

(4) 放送局(放送法(昭和25年法律第132号)に定める放送局をいう。)のテレビジョン放送及びFM放送の再送信

(5) インターネットへの接続

(6) その他市長が必要と認めた情報の伝達及び提供

(サービス区域)

第5条 サービスは、市全域において行う。

(施設の設置区分)

第6条 施設の設置は、次の各号に定める区分による。

(1) ネットワーク施設は、市が設置する。

(2) 受信施設は、加入者が負担し、設置する。

(3) D-ONUは、市がインターネットサービス加入者に貸与し、インターネットサービス加入者が負担し、設置する。

2 前項の区分により設置した施設は、それぞれの設置者の所有及び管理に属するものとする。ただし、前項第1号により市が設置したONU及び同項第3号により市が貸与したD-ONUを動作させるために必要な電気料金は、加入者が負担するものとする。また、D-ONUについては、日常の管理権はインターネットサービス加入者に属するが、所有権及び基本的な管理権については市に属するものとする。

第2章 サービス

第1節 有線テレビジョン放送

(放送所及び受信所)

第7条 センターの業務を行うため、放送所及び受信所を次のとおり設置する。

(1) 放送所 南丹市園部町小桜町62番地1

(2) 受信所 南丹市園部町小桜町南丹市園部公園内、園部町小桜町62番地1及び園部町新町天場19番地1外

(放送及び番組制作等の依頼)

第8条 センター施設等を使用した放送、又は放送番組の制作を依頼しようとする者は、あらか

じめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

(1) その依頼内容が、法令又は放送番組基準に抵触すると認められるとき。

(2) 放送施設の業務の支障となると認められるとき。

3 市長は、第1項の規定により承認した者から、利用料として放送料及び番組制作料を徴収することができる。

(広告及び宣伝放送)

第9条 市長は、公益上又は運営上必要と認めるときは、法令、再送信の同意の条件及び番組供給契約等に抵触しない範囲において適正な負担を条件に広告及び宣伝を放送することができる。

(放送番組審議会)

第10条 センターが実施する放送番組の適正を図るため、市長の諮問機関として有線テレビ放送番組審議会を置く。

2 有線テレビ放送番組審議会の組織、任務その他必要な事項は別に定める。

第2節 インターネット接続サービス

(加入の前提)

第11条 インターネットサービスの加入に当たっては、CATVの加入者若しくはその利用者でなければならない。

(D-ONUの設置)

第12条 インターネットサービス加入者は、市長が指定した機器以外のD-ONUを設置してはならない。

2 D-ONUは、加入申込みごとに1台を貸与する。

3 D-ONUの貸与を受けた者は、次の義務を負うものとする。

(1) 貸与されたD-ONUを入質又は他人に譲渡及び転貸は行わないものとし、また、センターに無断で加入住所以外に移動、持出しをしないこと。

(2) D-ONUを分解又は故意に破損する行為を行わないこと。

(3) D-ONUの設定情報を消失又は変更する行為を行わないこと。

(4) 故意又は過失により、D-ONUを滅失又は損傷したときは、原形復旧に要する費用を負担すること。

第3章 加入、解約、休止及び復旧

(加入)

第13条 サービスを受けようとするものは、別に定めるところにより市長の承認を得なければならない。

2 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合にはインターネットサービスへの加入の承認を行わない場合がある。この場合は、申込みを受理した日から30日以内に、その理由を申込者に文書により通知するものとする。

(1) 第15条に規定するCATV加入分担金、第18条に規定するCATV利用料及び第22条に規定す

る引込み工事負担金等のいずれかに滞納があるとき。

(2) サービス取扱い上、ネットワーク施設の容量に余裕がないとき。

(3) その他業務の遂行上著しい支障があるとき。

(解約)

第14条 加入者が契約の解除(以下「解約」という。)をしようとするときは、別に市長の定めるところにより届け出なければならない。

2 インターネットサービスの解約をしたときは、インターネットサービス加入者は貸与されたD-ONUを直ちに市へ返還しなければならない。

3 加入者は、解約に必要な実費を負担するものとし、その範囲は別に定める。

(休止及び復旧)

第14条の2 加入者がサービスの休止又は復旧をしようとするときは、別に市長の定めるところにより届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、休止の日の属する月の翌月以降、利用料を免除するものとし、復旧の日の属する月の翌月から利用料を徴収するものとする。

3 利用休止の期間は最長5年間とし、5年以内の単位で更新できるものとする。

4 前項の利用休止期間を経過しても、利用休止の更新又は復旧の申し出がない場合は、さらに5年間を経過した時点で解約されたものとみなす。

第4章 加入分担金、利用料及び減免

第1節 加入分担金

(CATV加入分担金)

第15条 市長は、CATV加入者から、加入分担金として38,095円に、消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を徴収する。ただし、市長が指定する加入促進期間中に新規加入を申し込んだときは19,047円に、消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

2 4戸以上の集合住宅等において、入居者が共同して、又は家主が加入申込みをする場合の分担金は、市長が認定するその集合住宅等の入居可能戸数に1戸当たり9,523円に、消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を乗じて得た金額とする。ただし、市長が指定する加入促進期間中に新規加入を申し込んだときは1戸当たり4,761円に、消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を乗じて得た金額とする。

(インターネットサービス加入分担金)

第16条 市長は、インターネットサービス加入者から、加入分担金として、1加入につき4,761円に、消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を徴収する。

(分担金の納付)

第17条 分担金は、市長の指定した期間内に納入するものとする。

2 CATV 加入者又はインターネットサービス加入者が受信施設を利用しなくなった場合でも納付した分担金は還付しない。

第2節 利用料

(CATV 利用料)

第18条 市長は、CATV 加入者から利用料として月額1,428円に、消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)をサービスを開始した日の属する月の翌月から起算して解約があった日の属する月までの期間について徴収する。ただし、サービス開始の月内に休止又は解約した場合は当月分を徴収する。

2 4戸以上の集合住宅等において、市長が認定するその集合住宅等の入居可能戸数の全戸数分について、その年額利用料を一括して家主があらかじめ納付することを申し出た場合にあっては、その年額利用料は、その集合住宅等の入居可能戸数に、1戸当たり月額利用料(消費税等相当額を除く。)に0.9を乗じた金額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)の12月分を乗じて得た金額に消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とすることができる。

(インターネットサービス利用料)

第19条 市長は、インターネットサービス加入者から利用料として次の各号に掲げる利用料を徴収する。ただし、サービスを開始した日の属する月の翌月から起算して、解約があった日の属する月までの期間について徴収するが、サービス開始の月内に解約した場合は当月分を徴収する。

(1) 基本サービス 1 加入につき月額2,857円に、消費税等相当額を加えた額とする。ただし、それらの額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 拡張サービス サービスに応じて別に定める。

(3) 付加機能 機能に応じて別に定める。

第3節 減免

(CATV 加入分担金及びCATV 利用料の減免)

第20条 市長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により、生活扶助を受けている者、その他市長が特に必要があると認めた者については、第15条に規定するCATV 加入分担金及び第18条に規定するCATV 利用料の全部又は一部を減免することができる。

2 市長は、前項により減免を認めた場合にあっては、その後の加入者の利用状況等の変更により減免の許可を取り消す場合がある。

第5章 費用負担

(送信施設の変更と費用負担)

第21条 CATV 加入者、インターネットサービス加入者又は関係者の都合により送信施設の設置場所を移転し、変更しなければならない場合が生じたときは、市長に承認を得なければならない。

2 前項の変更により要した費用は、加入者又は関係者が実費を負担する。

(工事の費用負担)

第22条 第6条、第15条及び第16条の規定にかかわらず、加入者又は次条第2項の規定により加入者の権利義務を継承した者(以下「継承者」という。)が、加入又は権利義務継承に伴う引込み工事に要した費用は、当該加入者又は継承者が実費を負担する。ただし、市長が指定する加入促進期間中に新規加入を申し込んだときは第15条及び第16条の分担金をこれに充てるものとする。

2 前項の他に幹線又は分配線の延長工事が必要な場合は、工事に要した費用は加入者又は継承者が負担する。

3 加入者又は継承者がCATV施設の利用を止めたときは、引込み線の取り外し工事に要した費用は当該加入者又は継承者が1件につき952円に、消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を負担する。

4 前各号のほか、南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例(平成18年南丹市条例第200号)に定める開発行為等により送信施設の設置が必要な場合には、当該工事費については、開発行為者等が負担する。

第6章 加入者等の責務

(権利の譲渡等)

第23条 加入者は、この条例に定める権利を他人に譲渡しようとするときは、その旨を市長に申し出て承認を得なければならない。ただし、インターネットサービスを受ける権利は他人に譲渡することはできない。

2 前項の権利の譲渡を受けた者は、加入者の権利義務を継承するものとする。

(送信施設設置のための便宜供与)

第24条 加入者は、送信施設の設置のため必要があるときは、加入者の所有若しくは占有する土地、家屋及び構築物について、あらかじめ利害関係人の承諾を得て、その設置のための便宜を供与しなければならない。

(施設の保全義務)

第25条 加入者は、送信施設及び受信施設等の施設(以下「この施設」という。)に異常を発見したときは、直ちにその状況を報告しなければならない。

2 市長は、この施設に障害が生じ、又は破損したときは速やかに調査し、必要な措置を講じなければならない。

3 この施設の補修は、施設の負担区分に応じて負担する。ただし、D-ONUについては第12条第3項の定め反しない限り、市がその費用を負担するものとする。

(立入りへの協力義務)

第26条 利用者は、市又は市が指定する者が、送信施設の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物、その他工作物等への立入りを求めたときは、これに協力しなければならない。

第7章 利用の停止等

(利用の停止等)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を停止し、又は加入の承認を取り消すことができる。

- (1) 加入者がこの条例に違反したとき。
- (2) 利用料を納期から1箇月以上にわたり納付しないとき。
- (3) この施設の管理上、特に支障があるとき。
- (4) 公益の確保のため、特に必要があるとき。
- (5) 市長が別に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項により利用の停止又は利用の承認を取り消したときは、貸与したD-ONUを回収するものとする。

3 前項の規定により施設の利用停止又は加入の承認を取り消すときは、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ加入者に通知するものとする。

4 事故等によりサービスを引き続き10日以上行うことができなかつた月分の利用料は、第18条及び第19条の規定にかかわらず徴収しないものとする。

(損害賠償の免除)

第28条 市長は、サービスの中断及びサービスに起因して利用者が損害を受けた場合にあつても、一切の損害賠償に応じないものとする。

(サービスの終了)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サービスの一部又は全部を終了させることがある。

- (1) 地域間の情報通信環境の格差が是正され、市が本サービスを提供する意義がなくなったとき。
- (2) 加入者が著しく少なく、サービスの運営が困難なとき。
- (3) その他、市長がサービスの停止をせざるを得ないと判断したとき。

2 前号によりサービスを終了しようとするときは、終了予定日の6箇月前までに加入者全員に文書により通知するものとする。

(損害の賠償)

第30条 何人もネットワーク施設を故意又は過失によって損傷したときは、原形復旧等に要する費用及び損害を賠償しなければならない。

第8章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第31条 市長は、この施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、この施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 この施設の管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手続き等は、南丹市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年南丹市条例第238号)の定めるところによる。

3 この施設の管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、第4条に定めるところとする。

4 指定管理者が行う施設の管理の基準は、第8条から第9条、第12条から第23条、第25条、

第27条、第28条及び第30条に定めるところによる。この場合において、これらの適用については、各条中「市長」は「指定管理者」と読み替えるものとする。

(分担金、利用料金及び工事負担金の納入)

第32条 この施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条及び第15条から第19条の規定にかかわらず、加入者は、指定管理者に分担金及び利用料金を納入するものとする。また、第21条及び第22条各項に規定する工事等に要する負担金は、指定管理者に納入するものとする。この場合において、第8条、第18条及び第19条中「利用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得て、第18条及び第19条に定める金額を超えない範囲において、指定管理者が定めることができる。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 利用料金及び工事に要する負担金は、指定管理者の収入として収受させることができる。

第9章 委任

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 南丹市情報センター条例(平成18年南丹市条例第23号)、南丹市マルチメディアセンター条例(平成18年南丹市条例第24号)及び南丹市地域情報通信ネットワーク施設条例(平成18年南丹市条例第25号)は廃止する。

附 則(平成20年12月26日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。